

関市道及び法定外公共物の境界確定事務取扱要領

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 境界確定事務（第3条—第18条）

第3章 公図訂正事務（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、関市道及び法定外公共物の市有地（以下「市有地」という。）に係る境界確定等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の範囲）

第2条 この要領で取り扱う事務の範囲は、次の各号に規定するものとする。

- （1） 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の用に供されている土地（以下「道路用地」という。）と隣接する土地の境界の確定
- （2） 関市法定外公共物管理条例（平成16年条例第8号）に規定する認定外道路（以下「認定外道路」という。）及び同条例に規定する普通河川等（以下「普通河川等」という。）と隣接する土地との境界の確定
- （3） 関市が認定した道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の範囲の確認
- （4） その他所管する市有地と隣接する土地との境界

第2章 境界確定事務

（境界確定申請）

第3条 市有地に隣接する自己の所有する土地（以下「申請地」という。）と市有地との境界が明らかでないために境界確定協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路・水路の境界確認申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書の提出部数は、1部とする。

3 申請者は、1筆又は複数の土地の境界確定協議をしようとする場合であって、隣接地に複数の市有地があるときは、申請書でまとめて申請することができる。

（費用の負担）

第4条 境界確定に要する費用は、全て申請者の負担とする。

（申請者の範囲）

第5条 申請者は、申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- （1） 申請地の土地所有者が法人の場合は、申請者は、当該法人の代表者とする。ただし、当該法人が解散、又は倒産しているときは、申請者は、当該法人に係る清算人

又は破産管財人とする。

(2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、申請者は、相続人とする。この場合において、相続人が複数のときは、申請者は、相続人のうちの1人とするができる。

(3) 申請地が共有の場合は、申請者は、共有者のうちの1人とするができる。

(4) 申請地の土地所有者の委任状がある場合は、土地家屋調査士その他の委任を受けた代理人が申請することができる。

(5) 申請地の土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者が記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請する。

(6) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者による連名申請とする。この場合において、申請者は、信託原簿の写しを添付するものとする。

2 公共事業の施工のために境界確定を必要とする場合は、前項各号の規定にかかわらず、施工主体の官公署が申請者となることができる。ただし、本市が公共事業の施工者となる場合は、当該事業を担当する部署の所属長が申請者となることができる。

(境界確定申請書の添付書類)

第6条 境界確定の申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(1) 位置図

(2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図又は地図に準ずる図面の写し（オンラインで取得し、原本証明をしたものを含む。）（以下「公図」という。）

(3) 仮測量図又は境界想定図

(4) 隣接土地所有者一覧表

(5) 申請地の全部事項証明書（オンラインで取得し、原本証明をしたものを含む。）

(6) 地積測量図、周辺既確定図面その他の参考となる書類

2 前項の添付書類（図面に限る。）の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類の提出は、申請後の打合せ時とすることができる。

(事前審査)

第7条 市長は、申請書に添付されている書類の内容について事前審査を行い、必要に応じて調査を行うものとする。

(現地立会いの通知等)

第8条 市長は、現地立会いを行うときは、立会いの日時その他立会いに必要な事項を申請者に対し通知するものとする。

2 申請者は、現地立会いにおいて必要がある場合は、利害関係人その他参考人に対し、

当該立会いへの出席を自ら依頼するものとする。

(現地立会いの必要範囲)

第9条 現地立会いは、申請地の土地所有者及び利害関係人を行うものとする。ただし、申請地の土地所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 申請地の土地所有者が法人の場合は、現地立会いは、当該法人の代表者を行うものとする。ただし、当該法人が解散、又は倒産しているときは、現地立会いは当該法人に係る清算人又は破産管財人を行うものとする。

(2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、現地立会いは、原則として、相続人全員を行うものとする。ただし、遺産分割協議書等により相続人が特定されているときは、現地立会いは、当該相続人とする。この場合において、申請者は、戸籍謄本、遺産分割協議書その他の相続関係を証明する書面の写しを市長に提出しなければならない。

(3) 申請地が共有の場合は、現地立会いは、原則として、共有者全員を行うものとする。ただし、共有者全員の現地立会いが困難なときは、現地立会いは、共有代表者を行うことができる。

(4) 前号の規定にかかわらず、申請地が共有の場合であっても、当該申請地が区分所有建物の敷地の場合で、共有者全員の現地立会いが困難なときは、現地立会いは、当該区分所有建物の管理組合等の規約に基づき定められた代表者を行うことができる。この場合において、申請者は、当該規約の写し又は境界確定を行う権限を有する代表者であることを決定した総会等の議事録の書面を市長に提出しなければならない。

(5) 申請地の土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、現地立会いは、当該法定代理人を行うものとする。

(6) 申請地が信託財産の場合は、現地立会いは、委託者及び受託者が行うものとする。

(7) 申請地の土地所有者の委任状がある場合は、土地家屋調査士その他の委任を受けた代理人が立ち会うことができる。

2 現地立会時に立会いを求める利害関係人は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 申請地の隣接の土地所有者。ただし、当該土地所有者が死亡している場合には、相続人代表者を利害関係人とみなす。

(2) 境界確定を行う市有地を挟んだ申請地の反対側の土地（以下「対側地」という。）の所有者。ただし、市有地が幅員4メートル以上の道路法の適用を受ける道路用地若しくは市有地が認定外道路、普通河川等であって対側地までの幅員が2メートル以上であることが確定若しくは明確である場合又はやむを得ない事情のある場合で、市長が了承したときは、対側地の土地所有者の立会いを省略することができる。

(3) 第5第2項に規定する権利者

(4) 申請地の隣接の土地所有者から委任を受けた者

3 現地立会いは、申請地の土地所有者及び利害関係人のほか、必要があるときは、土木水利委員又は地域の事情に詳しい者にも参考人として立会いへの出席を求めるものとする。ただし、この場合の現地立会の通知は市長が行うものとする。

(不調事案)

第10条 申請者と境界の確認が得られなかった場合は、不調とする。

2 申請者と境界の確認ができた場合であっても、第9条第2項に規定する利害関係人の承諾が得られなかった場合は、不調とする。

3 公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合又は位置関係が把握できない場合は、不調とする。ただし、次条の規定により境界の確認を行うことができたときは、この限りでない。

4 現地立会いをした日以後1年以内に申請者から境界確定協議書の提出がない場合は、原則として、不調とする。ただし、現地立会いを再度行い境界が確認できたときは、この限りでない。

(公図が混乱している場合の処理)

第11条 申請地を含む地域の公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合又は位置関係が把握できない場合で、次の各号に該当し、市長が特に認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、境界の確認を行うことができるものとする。

(1) 申請地と市有地との隣接関係は把握できるが、申請地と当該申請地の隣の土地との隣接関係が把握できない場合であって、公図が混乱している地域に係る土地所有者全員の実印が押印された隣接証明書、不隣接証明書、筆界確認書又はこれに類する書類にそれらの者の印鑑登録証明書を添付したものの提出があり、その書類により隣接関係が把握できるとき。

(2) 申請地と市有地との隣接関係は把握できるが、当該申請地の隣の土地の地番がプラス表示(筆界が定まらない複数の地番にプラスを用いて表示することをいう。以下同じ。)の場合であって、当該プラス表示に係る土地所有者全員が現地立会いに出席し、その全員から境界確認の承諾が得られたとき。

(3) 申請地の地番がプラス表示の場合であって、当該プラス表示に係る土地所有者が全て申請地と同一所有者であるとき。

(4) 市有地のみ地番がプラス表示であるとき。

(5) 対側地のみ公図が混乱しているとき。

(境界確定書交付申請書の作成及び提出)

第12条 申請者は、市長と境界確定の協議が整ったときは、境界確定書交付申請書を作成するものとする。

2 境界確定書交付申請書の作成部数は、原則として、関市保管分及び申請地の土地所有者保管分の2部とする。ただし、申請地の土地所有者が複数である場合は、土地所有者

保管分として当該土地所有者の人数分の部数を作成するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、公共事業施工のため境界確定が必要な場合は、公共事業の施行主体の保管分として境界確定書交付申請書を1部追加して作成するものとする。
- 4 境界確定書交付申請書の申請地の土地所有者の記名押印の欄は、当該申請地の土地所有者全員が記名押印をしなければならない。ただし、当該申請地の土地所有者が第9条第1項各号に該当するときは、それぞれ各号に定める者が当該土地所有者に代わり記名押印をしなければならない。

(境界確定書交付申請書の提出)

第13条 申請者は、前条第1項の規定により作成した境界確定書交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 確定図(確定官民境界を赤で表示)及び座標リスト(申請人又は代理人の割印があるものに限る。)
- (2) 境界同意書(前条第4項に規定する者全てが記名押印したもの)
- (3) 横断面図(市長が必要と認める場合に限る。)
- (4) 境界標写真
- (5) 別日立会時の写真

2 前項各号に掲げる書類(図面に限る。)の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番以内とする。

3 第1項の場合において、申請地の土地所有者が法人のときは、申請者は、境界確定書交付申請書に代表者事項証明の写しを添付するものとする。

4 第1項の場合において、申請地の土地所有者が法人で、その代表者が外国に在住しているときは、申請者は、境界確定書交付申請書にその代表者の在外公館の在留証明書又は日本国の在外公館が存在しない地域での在住にあってはその地域を支配する権限のある官公署の証明書を添付するものとする。

5 第1項の場合において、申請地の土地所有者が国外に移住する外国人のときは、申請者は、境界確定書交付申請書に当該移住先の国の官公署の移住証明書及び署名証明書(和訳を付けたものに限る。)を添付するものとする。

6 第1項第2号の境界同意書は、申請地の土地所有者、第9条第2項に規定する利害関係人及び同条第3項に規定する参考人の署名押印を要するものとする。

7 第1項の場合において、市長は、必要に応じて、同項に規定する書類のほかに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他これに類する方式により記録されたものをいう。)で保存されている図面等の提出を申請者に対し求めることができる。

(境界標等の埋設)

第14条 申請者は、境界確定の協議が整ったときは、境界プレート又は境界杭を協議済みの官民境界点に設置するものとする。この場合において、市長は、申請者又は代理人の要望があったときは、境界プレート又は境界杭を支給するものとする。

(境界確定書の交付)

第15条 市長は、申請者から提出された境界確定書交付申請書を審査し、境界確定の協議をした結果、適正と認めたときは、境界確定書に記名押印をし、当該申請者に対し交付するものとする。

(境界確定書の保管)

第16条 申請者は、前条の規定により交付を受けた境界確定書を関係書類とともに保管するものとする。

(境界確定協議済証明書)

第17条 申請者は、境界確定の協議後に境界確定の証明を求めるときは、境界確定協議済証明書交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 地図又は地図に準ずる図面（公図に限る。）
- (3) 申請地に係る全部事項証明書（原本証明可）
- (4) 確定図

2 前項の場合において、申請地の土地所有者が法人のときは、申請者は、境界確定協議済証明書交付申請書に代表者事項証明の写しを添付するものとする。

3 市長は、申請者からの求めがあったときは、全部事項証明書及び代表者事項証明書を返還できるものとする。この場合において、申請者は、それぞれの書類の写しを市長に提出するものとする。

4 境界確定協議済証明書の交付に係る申請者の範囲は、第5条に規定するものとする。ただし、認定外道路及び普通河川等の表示登記、開発区域の確定その他の特に市長が認めた場合は、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、確定地の対側及び境界確定線と点で接する土地所有者は、境界確定協議済証明書の交付に係る申請をすることができる。

6 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、確認の上、確定図及び座標リストを添付した境界確定協議済証明書を申請者に交付するものとする。

7 境界確定協議済証明書の交付手数料は、関市手数料徴収条例（平成12年3月条例第1号）の規定によるものとする。

(境界確定図の写しの提供)

第18条 申請者は、境界確定図の写しの交付を求めるときは、土地所有者であることを証明できる書類又は土地所有者の委任状を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、各号に掲げる図面等の写しを申請者に交付するものとする。

- (1) 境界確定図
- (2) 横断面図
- (3) 測点図又は座標点リスト

- (4) その他の図面等
- 3 境界確定図の写しの交付手数料は、関市手数料徴収条例の規定によるものとする。
- 4 市長は、境界確定図の写しを交付するときは、個人情報（関市個人情報保護条例（平成9年12月条例第45号）に規定する個人情報をいう。）に該当する部分を非開示としなければならない。
- 5 交付する境界確定図の写しの大きさは、日本工業規格A列1番以内とする。

第3章 公図訂正事務

（事前打合せ）

第19条 境界確定の申請者は、公図が混乱している地域等に関し、法務局へ公図訂正の申出を行う場合で、関係土地所有者として市長に公図訂正の承諾を求めるときは、境界確定事務担当職員と事前に打合せを行うものとする。

（費用の負担）

第20条 公図訂正に係る費用は、公図訂正の申出を行う者が全て負担する。

（事前打合せに必要な書類）

第21条 第19条に規定する事前打合せに必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 承諾書
- (2) 位置図
- (3) 訂正前の公図
- (4) 訂正後の公図
- (5) 現況平面図
- (6) 申請地の全部事項証明書
- (7) 隣接土地所有者一覧表
- (8) 関係土地所有者の承諾書の写し
- (9) 関係土地所有者の印鑑登録証明書の写し（関係土地所有者が法人の場合は、印鑑登録証明書の写し及び代表者事項証明書の写し）
- (10) 地元古図、分合筆経過図、用地調査所見その他参考となる書類

2 前項の場合において、事前に道路・水路の境界確認申請書を市長に対し提出した者は、前項第2号及び第5号から第7号までの書類を省略することができる。

（承諾書の交付）

第22条 公図訂正の申出を行う者が、第19条に規定する事前打合せを終えたときは、公図訂正承諾申請書を市長に対し提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、審査をし、当該申請が適正と認めるときは承諾書に記名押印をし、当該申請を行った者に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。